(第三種郵便物認可)

時事新報

第千三百五十五號
明治十九年八月十六日 月曜日
舊丙戌七月十七日(戊申)
日出午前五時二十分
入午後六時四十八分
月出午後七時三十七分
入午前六時二十一分
滿潮午前六時四十二分
午後六時五十八分
(西暦一千八百八十六年)

(日曜日休刊) (定價金三錢)

時事新報

演劇改良論續(一昨日の續)

第三演劇の仕組次第に淡泊よして次第に人事の實際に近づくの風を成すべし小說演劇の本來の性質と云へば何れの國も同樣の事にして其目的は人間の幸不幸の樣善不善の働、喜怒哀樂の情は何れの邊に迄達すべきものうと其極端の想像を寫し出して人を感動せしむるの工風に在るものなれども眼を實際に轉じて文明進歩の樣を見れば人間萬事移り行く年代と共よ濃厚急劇より淡泊優美に變遷せざるものあし故ふ想像を寫し出を演劇み於ても常に此人事變遷の實相に着眼して假令へ事の極端を記すにも其極端の度を上下加減して正しくその時の人情み訴るの工風なかる可らず此點より見れば演劇は空想よ非ずして常に事實に伴ひ正しく當世の氣風を寫しさるものにして其國み入り其演劇と一見すれば以て其國其時の文明を卜するに足ると云ふも可なり古代よは古代の演劇あり近世よは近世の演劇あり時代に由て同じからざるのミあらず各地人文の差違に從て一樣ならず西洋諸國の演劇が東洋諸國のものに異なるは正しく東西文明の程度如何を驗するに足る可し或は近く日本國中に於ても東京の芝居は日本第一にして大阪ハ之に亞ぎ田舍に至りては眞に田舍芝居よして見るに足らざるのミの東京人の眼を以てそれも田舍役者の藝の巧拙ハ姑く擱き其趣向の陋しくして殺伐殺風景なること一見して厭ふ可しと云はざる者なし蓋し田舍の役者必ずしも悉皆拙なるに非ず時に或は都會に俯業して相應の技倆を抱く者もならんと雖ども如何せん其地方の空氣鄙陋殺伐なるがために其空氣の運動よ從はざれば見物人を悅ばしむるに足らず故に假令へ稀に高尙ある藝人あるも其藝を高尙にそるを得ずして流れ渡りに人氣を取ることに勤むるのみ畢竟役者の罪ふあらず看客の致す所なりと云はざるを得ず故に云く演劇は世事の變遷人文の程度に從ひ其實相を寫し出して誤るものなきあり扨又こゝに筆端を轉じて世事の變遷とは如何なるものぞと尋るに前太平記太平記時代の戰爭は敵を殺さざれバ敵に殺され双方必死を期して敗北する者は妻子も共に死を免かれざるの常なりしものが元龜天正の頃よ至れば時としては政敵又は謀反人を捕へて僻地ふ放竄等の事あり殺伐殘忍の氣風少しく緩和しさるものあり又往古の法よ竹鋸を以て首を挽切るゝ刑あり油の釜に煮殺その刑あり一文斬の嚴法あり蛇責の拷問あり下て德川に至ては其刑法固より殘酷なりと雖ども其殘酷中にも自から手加減なるものを存して實際に慘狀と見ることは古に比して甚ご少なしと云はざるを得ず又士人爭闘の事に就ても武門全盛れ時代には些少れ行違にても直に瞬間の劍ふ訴へて刄傷に及びしものが德川幕府の中葉以後は腕力に易るに言論を以てし刄傷は稀よして爭論の喧しき時勢とはなりたり何れも人事の濃厚より淡泊よ變遷しさる世相よして人情よ多少の優美酒落を增したるの證として見る可し又この濃淡の差は時代の古今よ關すると共に土地の都と鄙と人れ種族の上流と下流とよ由り其情に現はれて著しきものなり田舍の人は物の色合にても黑白分明なると悅んで曖昧模糊の風致を解そるものさへ少なく其心事常よ性急にして善惡邪正長短醜美共ふ境界明白ならざれば心と飽かしむるに足らず故に人に德するふとも甚だしければ其德に感じ又仇に報るの念も亦深く忠僕の愚忠あるは必ず田舍者よ限りて妬婦の嫉妬ある者は必ず下等社會よ多し何れも事の極端に至らざれば情を慰るよ足らず俗に所謂厚かましきものよして之を都會上流人種の心情優美にして酒落なる者に比ぶれば同日の論に非ざるのミか或は其好惡哀樂の趣全く相反するものあり例へばむかしは世に恐ろしき男女あり數條れ生きたる蛇を弄び之と帶よし絲纏にし又鉢卷よし甚ぶしきは之と口中に入れ胃管に下して又引出す等實に恐ろしき醜藝を演じて路傍に錢と乞ふ之と蛇遣と云ふ觀る者常に黑山の如しと雖ども其見物人の種類を尋れば多くは田舍者ふあらざれば都下の下郎輩に外あらず又見世物ふ種々見苦しきもの〻多き中にも婦人が陰部を露して跨る所へ客は正面より進ミ火吹竹を口にして其醜點を吹くの趣向なり愚極醜極の見世物にして之に群集する者は必ず田舍者ならざるはなし上流の都人士と之に近づかざるのみか若しも強ひて蛇遣と見物せよと命ぜられ彼の火吹竹を吹けと迫られたらば多少の謝金を投じても其場を逼るゝことならん一方は錢を出して見物し一方は謝金を拂ふて之を辭す嗜好の相反するものよして畢竟人文の程度を殊にするより生ずる事相なりと云ふ可し

(以下次號)

官報

○朕公證人規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年八月十一日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
司法大臣伯爵山田顯義

法律第二號

公證人規則

第一章 總則

第一條 公證人ハ人民ノ囑託ニ應シ民事ニ關スル公正證書ヲ作ルヲ以テ職務ト爲ス○第二條 公證人ハ法律命令ニ背キタル事件ノ公證書又ハ他ノ官吏ノ作ル可キ公證書類ヲ作ルコトヲ得ス若シ之ヲ作リタルトキハ公正ノ效ヲ有セス○第三條 公證人ノ作リタル公正證書ハ完全ノ證據ニシテ其正本ニ依リ裁判所ノ命令ヲ得テ執行スル力アルモノトス但刑事裁判所ニ僞造ノ訴アルトキハ其證書ノ執行ヲ中止ス可シ又民事裁判所ニ僞造ノ申立アルトキハ其證書ノ執行ヲ中止スルコトヲ得○第四條 公證人ハ治安裁判所ノ管轄地ヲ以テ受持區トシ其區內ニ於テ司法大臣ノ認可ヲ受ケタル町村內ニ住居シ其居宅ニ役場ヲ設ケ役場ニ於テ職務ヲ行フ可シ但役場外ニ住居セントスルトキハ管轄始審裁判所ノ認可ヲ受ク可シ「已ムヲ得サル事件ニ付テハ受持區內ニ限リ役場外ニ於テ其職務ヲ行フ可シ○第五條 各區內公證人ノ員數ハ司法大臣之ヲ定ム○第六條 公證人ハ司法大臣ニ隷屬シ控訴院長始審裁判所長ノ監督ヲ受クルモノトス○第七條 公證人其受持區內ニ於テハ區外人ノ爲メニモ職務ヲ行フ可シ但受持區外ニ於テハ何人ノ爲メニモ職務ヲ行フコトヲ得ス若シ之ヲ行ヒタルトキハ其書類ハ公正ノ效ヲ有セス○第八條 公證人ハ理由ナクシテ人民ノ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ囑託人ノ求メアレハ其理由ヲ記シテ渡ス可シ○第九條 公證人ノ職務執行上ニ關シ不服アル者ハ管轄始審裁判所ニ抗告スルコトヲ得○第十條 公證人ハ公證人何某ト刻シタル方六分ノ役印ヲ作リ其印鑑ニ氏名ヲ[illegible]書シ之ヲ管轄始審裁判所及治安裁判所ニ差出ス可シ[illegible]前項ノ印鑑ヲ差出サヽル間ハ職務ヲ行フコトヲ許サス若シ之ヲ行ヒタルトキハ其書類ハ公正ノ效ヲ有セス○第十一條 公證人已ムヲ得サル事故アリテ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ近隣ノ公證人ニ代理ヲ囑シ管轄始審裁判所ニ其旨ヲ屆出可シ○第十二條 公證人ハ筆生ヲ置キ書類ヲ作ル補助ヲ爲サシムルコトヲ得○第十三條 公證人ノ作ル證書及謄本ノ用紙ハ某始審裁判所管內公證人役場ト刻シタル罫紙ヲ用フ可シ○第十四條 公證人ノ取扱フ可キ書類左ノ如シ 第一 原本 證書ノ本紙ニシテ公證人ノ保存スルモノ 第二 正本 原本ノ全文ヲ記シタルモノニシテ本文義務ノ執行ヲ裁判所ニ願出可キ旨ヲ其末尾ニ記載シタルモノ 第三 抄錄正本 原本ノ一部分ヲ記シ其末尾ニ前項ト同一ノ記載アルモノ 第四 正式謄本 原本ノ全文ヲ寫シタルモノニシテ原本ニ代ヘ得可キモノ 第五 抄錄正式謄本 原本ノ一部分ヲ寫シタルモノニシテ原本ニ代ヘ得可キモノ 第六 謄本 原本ノ全文ヲ寫シタルモノ 第七 抄錄謄本 原本ノ一部分ヲ抄寫シタルモノ 第八 見出帳 日々授受シタル書類ノ番號種類等ヲ順次ニ記入スルモノ○第十五條 原本其他書類ノ本書ハ役場ニ之ヲ保存シ他ノ官吏ノ公證ヲ受クル爲ノ外裁判所ノ命令ニ依ルニ非サレハ役場外ニ出スコトヲ得ス○第十六條 裁判所ノ命令ニ依ルノ外關係外ノ者ニ書類ノ謄本ヲ渡ス可カラス○第十七條 公證人ハ其取扱ヒタル公證事件ヲ漏洩ス可カラス

第二章 公證人ノ選任及試驗

第十八條 公證人タル可キモノハ左ノ件々ヲ具備スルヲ要ス 第一 滿二十五歲以上ナルコト 第二 身元保證金ヲ管轄始審裁判所ニ差入ルヽコト 第三 定式試驗ニ及第シ證書ヲ有スルコト但シ裁判官檢察官タリシモノ及ヒ法學士法科大學卒業生代言人ハ此條件ヲ要セス 第四 丁年者二名以上ニテ其品行ヲ保證スル證書ヲ有スル事○第十九條 保證金ノ額ハ土地ノ狀況ニ從ヒ貳百圓以上五百圓以下ニ於テ豫メ司法大臣之ヲ定ム○第二十條 左ニ揭クル者ハ公證人タルヲ得ス 第一 公權剝奪若クハ停止中ノ者 第二 盜罪詐僞罪賄賂收受ノ罪及贓物ニ關スル罪ヲ犯シ刑ヲ受ケタル者 第三 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者 第四 官吏懲戒令ニ依リ免職セラレタル者○第二十一條 公證人ヲ試驗スル場所及期日ハ司法大臣之ヲ定メ少クトモ二箇月前ニ告示ス可シ○第二十二條 試驗委員ハ控訴院若クハ始審裁判所ノ裁判官二名檢察官一名トシ司法大臣臨時之ヲ命ス○第二十三條 試驗ノ科目ハ公證人規則、民法、訴訟法、商法其他公證人ノ職務ニ關スル法律命令トス○第二十四條 公證人タラント欲スル者ハ願書ニ試驗及第證書ノ寫ヲ添ヘ管轄始審裁判所若クハ控訴院ヲ經テ司法大臣ニ差出ス可シ但裁判官檢察官タリシ者ハ其官記法學士ハ其學位記法科大學卒業生ハ其卒業證書代言人ハ其免許狀ヲ以テ及第證書ニ代フルコトヲ得○第二十五條 公證人ハ司法大臣之ヲ任ス○第二十六條 試驗方法ハ筆記口述ノ二種トス筆記試驗ニ合格セサル者ハ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第二十七條 試驗及第者ニハ及第證書ヲ授與ス

第三章 證書

第一節 證書ノ原本

第二十八條 公證人證書ヲ作ルニハ其囑託人ノ氏名ヲ知リ面識アルヲ必要トシ且丁年者一名ノ立會人ヲ要ス之ニ違ヒタルトキハ其證書ハ公正ノ效ヲ有セス「公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラス面識ナキトキハ其本籍或ハ寄留地ノ郡區長若クハ戶長ノ證明書又ハ公證人氏名ヲ知リ面識アル丁年者二人以上ヲ以テ其人ヲ證セシム可シ之ニ違ヒタルトキハ其證書ハ公正ノ效ヲ有セス○第二十九條 左ニ揭クル者ハ立會人タルコトヲ得ス 第一 公證人及囑託人ノ親屬雇人又ハ公證人ノ筆生 第二 第二十條ニ揭ケタル者○第三十條 證書ニハ其本旨ノ外左ノ件々ヲ記載ス可シ 第一 囑託人及立會人ノ族籍住所職業氏名年齡 第二 囑託人代理人ナルトキハ委任狀ヲ所持シタルコト及其本人ノ族籍住所職業氏名年齡 第三 囑託人後見人ナルトキハ後見人タルノ證書ヲ所持シタルコト及其本人ノ族籍住所職業氏名年齡 第四 郡區長
其旨又證人ヲ要
第五 證書ヲ作
ス又ハ年月日ノ記
ノ效ヲ有セス○第
ノ語ヲ用ヒ字畫明
白アルトキハ墨
月日ヲ記スルニハ
用フ可シ○第三十
法律ノ定ムル所
最衡貨幣曆法又ハ
得サル場合ニ於テ
證書ニ追加改正ヲ
正ヲ爲シタルトキ
證人並ニ關係人
原字ノ何タルヲ明カニ
ヲ消シタルコト
並ニ關係人捺印
字ノ效ヲ有セス
關係人ニ讀聞セ
人各自署名捺印
ト肩書ス可シ「公
ハ其證書ハ公正
者アルトキハ明
違ヒタルトキハ其
條 證書ノ綴目合
可シ○第三十六條
ヲ作ルコトヲ得
ニ違ヒタルトキ
條 公證人若シ囑
爲リ又ハ爲タル
書ヲ作ルコトヲ得
ノ效ヲ有セス○第
又ハ證人ノ爲メニ
ス若シ之ヲ記シタ
九條 公證人ハ證
セス又ハ亡失シタ
サ、ルトキハ其證
囑託人若シ代理人
其證書ノ寫ヲ原本
相違ナキ旨ヲ附記
ト本書トニ割印ス
類ハ之ヲ原本ニ連
ハ其旨ヲ原本ノ欄
人捺印ス可シ○第
定メタル印紙ヲ貼

○東京府令第九號
神田區神田宮本町
チ湯島二丁目ト面
オチ湯島三丁目ト改
明治十九年八月

○流行地外虎列剌
新舊死亡十八人 岐
舊死亡二人」長野縣
亡十八人」栃木縣去
岡縣去る七日より十
知縣去る九日十日新
十日新患二十八人、新
患四人、舊死一人」福
人」秋田縣去る十一
」青森縣去る十二日
十二日新患十七人、死
日迄新患三十一人
亡十人あり

○虎列剌患者の週報
る一週間大坂府外一
る七日の官報よ揭載
患者員數は左表の如
坂、横濱、兵庫、廣島、
加するも京都府は僅
三重、富山の各地方
を通算それは本週の
七人死亡二百七八あ